

令和 8 年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金 Q&A

更新日：令和 8 年 8 月10日

No.	質問	回答
1	他補助金等との併用はできますか。	住宅の建設に補助する「やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金」「やまがた健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」との併用はできません。申請している場合、または、申請しようとしている場合は申請を受け付けることはできませんのでご注意ください。 ※「やまがた健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金」において、住宅の建設に補助しない「太陽光発電設備等」のみの補助を申請する場合は併用できます。 本事業は「<u>県単独事業</u>」となっており、森林環境譲与税を活用しています。国の支援事業（例：「みらいエコ住宅2026事業」「ZEH支援事業」等）や市町村独自の支援事業、その他団体の支援事業（例：「中高層等JAS構造材実証支援事業」「花粉症対策木材利用促進事業」等）との併用は妨げません。 ただし、森林環境譲与税を活用している支援事業（例：山形市「環境貢献市産材支援家づくり事業」、上山市「市産材利用促進事業」等）との併用ができない場合もありますので、各市町村等補助金の窓口までお問合せください。
2	募集期間は。	募集期間は令和 8 年 4 月 1 日（水）から先着順で受け付けます。
3	申請期限は。	申請期限はありませんが、令和 9 年 3 月31日までに実績報告書を提出する必要があります。（実績報告書は木工事完了後に提出）
4	募集棟数は。	予算の範囲内で受け付けます。（一般住宅：80棟程度、民間施設：10棟程度）
5	交付対象となる「自ら居住するため又は自ら使用するために新築する施設」とは。	本事業の交付要綱で定める「自ら居住するため、県内に新築するもの」（一般住宅）とは、県内に自ら居住するため、一般住宅を新築することをいい、分譲住宅や中古住宅の購入、リフォーム、リノベーションは本事業の対象とはなりません。 また、「自ら使用するため、県内に新築する」（民間施設）とは、県内に自らが使用することを目的として、民間施設を新築することをいい、店舗等併用住宅は、民間施設として取り扱います。
6	モデルハウス、分譲住宅、賃貸を目的とした住宅は対象になりますか。	モデルハウス、分譲住宅、建売住宅、賃貸を目的とした住宅は対象外となります。
7	集合住宅（アパート、マンション等）は対象となりますか。	住宅、民間施設ともにアパート、マンションなどの共同住宅は対象外となります。また、貸店舗（テナント等）も対象外となります。
8	工事着工日とは。	現場着工（基礎工事開始）した日を指します。
9	「屋根工事完了」、また「木工事完了」時点とは。	「屋根工事完了」とは、概ね上棟後から野地板施工完了までの時点を指します。現地確認の際、構造体を使用される県産木材の使用量等について確認を行うため、構造体が見える状態（断熱材を設置する前）で現地確認検査を受けるようにしてください。 「木工事完了」とは、補助金交付の要件となる県産木材を使用した工事が完了した時点になります。
10	住宅の延床面積に車庫などは含めますか。	住宅の延床面積は各階の床面積の合計であることから、外構施設である車庫等自動車や自転車用の施設の面積は含めません。 尚、住宅内部に組み込まれているビルトイン車庫（インナーガレージ、ビルトインガレージ）は、延床面積及び県産木材使用量に含めます。
11	交付申請後に、やまがた木造設計マイスター若しくは国等が実施したものが設計に携わった場合、加算の変更申請は可能ですか。	加算のための変更申請はできません。 交付申請時に、やまがた木造設計マイスター又は国等が実施したものが設計に携わっていない場合は加算の対象になりません。
12	Web口座のため通帳がなく、通帳の写しを提出することができません。	通帳の写しを提出するのが困難な場合、銀行名（支店名含む）、口座名義人フリガナ、口座番号が確認できるものを添付してください。 例）キャッシュカードの写し／クレジット機能付きカードの写し（クレジット情報は黒塗りしてください。）／各金融機関マイページ情報／その他上記情報が確認できる証明書等（金融機関にお問い合わせください。）